

キャリア教育からの出発

—学校教育の新たな可能性—

白木 みどり

I. はじめに

平成18年に改正された教育基本法に継ぎ、平成19年の学校教育法の改正、平成20年に策定された教育振興基本計画においては、わが国の学校教育において職業に関する教育を推進する旨が以下のように掲げられている。

教育基本法第2条2

「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」(一部抜粋)

学校教育法第21条10

「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」(一部抜粋)

教育振興基本計画

「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。」

(「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」より一部抜粋)

「子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう」

(「今後5年間に総合的かつ計画的にとりくむべき施策」より一部抜粋)

「キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進」

(「特に重点的に取り組むべき事項」より一部抜粋)

これらを受け、平成23年1月31日、中央教育審議会は、『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)』⁽¹⁾を発表した。本稿では、キャリア教育推進の背景について概観するとともに、今後の学校教育の新たな可能性について考察する。

II. キャリア教育の背景

従来、体系化された進路指導の実践は、中学校を中心に進められてきた。「学校における進路指導は、個人資料、職業・学校情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒がみずから将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が教育の一環として、組織的、継続的に援助する過程である。」⁽²⁾に示される進路指導の教育理念に基づき、多くの中学校では、これまで特別活動(学級活動)の内容の一つである「学業と進路について」の時間や総合的な学習の時間等を活用し、職場体験を通じた取組を展開してきた。しかし、近年、職場体験活動の形骸化や学習が将来に繋がっていない等、進路指導に関する問題点が指摘されている。また、勉強する目的が、将来の社会的・職業的自立を考えるまでに及

しらき・みどり/上越教育大学

キーワード/キャリア発達、進路指導、職業指導、社会的・職業的自立、基礎的・汎用的能力

ばず、良い成績をとる、良い学校に進学するため等、人生の一通過点を目的化することで、その後の生き方に支障をきたしている若年層の増加が問われている。さらに、国際調査の結果からは、学力は国際的上位国でありながら、一方では自尊感情が極端に低く、自己の将来に不安を抱いていること等も報告されている。その他、中学校現場においては、不適応、不登校、いじめ、怠学、非行、二極化傾向の学力格差等の様々な課題を抱えており、生徒一人一人のキャリア発達を支援する取組の改善と工夫が求められている。

また、高等学校の多くでは、普通科の偏差値輪切りによる進学指導や専門学科の就職斡旋を含む出口指導に重点が置かれ、本来の進路指導の教育理念を踏襲した移行環境が整備されないまま現在に至っている。そのため、キャリア発達の促進が困難であるばかりか、その後の進学や就職先等、多岐に渡る様々な弊害が生じているのが現状である。

一方、キャリア教育の推進の背景には、若年層（15～34歳）の高失業率及び早期離職者（就職した者が三年以内に離職する割合）の増加をはじめとする若年層就業に関わる深刻な実態が横たわっていた。これらを受け2003年以降、支援策としての国家施策が講じられ改善が急がれた。その後、2008年のリーマンショックに端を発した世界経済の低迷は、わが国の産業、経済をも直撃し、事態は悪化の途を辿った。近年は企業倒産による解雇、経営不振によるリストラ、派遣切り等の労働市場の変化や雇用問題が現在に至り、若年層失業率は、全年齢失業率のおよそ2倍のポイントを示している。ところが、その離職理由は、経済不況や雇用者側の問題に限らず、例えば、新規高卒者の離職の場合、「仕事が向いていない」71.4%「職場の人間関係」21.4%等、個人的理由が上位を占めている。⁽³⁾ (図2-1参照) また、高等学校、大学等の新規卒業者の就職難が社会問題として深刻化を呈しているが、職種別労働者の過不足状況判断によれば、平成22年2月現在、サービス業や運輸・通信、専門・技術の職種では不足しており、事務職や管理職が過剰であることが看取される。⁽⁴⁾ (図2-2参照) さらに、雇用情勢の悪化により従業員の過剰感が高まってはいるが、中小企業の雇用状況では、従業員の不足を回答している企業は7%存在していることも報告されている。⁽⁵⁾ 一般的には就職難とされながらも、その内実には、労働力が安定せず充足していない職種が存在するという実態が隠れているのである。さらに、外国人労働者は増加傾向にあり、就労職種も多方面に渡ることから、グローバル化は労働者についても例外ではないことが把握される。このような労働市場の変動のかたわら、2010年、わが国における若年層のひきこもり者数は、70万に上る（内閣府調査）ことが報道されている。

若年層就業問題の深刻化を背景に、平成16年、文部科学省は、『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議（報告書）児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために』において、キャリア教育を次のよう定義した。キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」としたうえで、さらに「端的には、一人一人の勤労観・職業観を育てる教育」が付加された。⁽⁶⁾ 期を同じくして、次々と展開された若者支援のための行政施策が執行された為、キャリア教育は、あたかも就労、職業に特化した労働即戦力育成のための教育であるかのような印象を与えた。キャリア教育が、山積する若年層就業問題への対策措置としての側面を備えてはいた。しかし、目新しい教育であるとする誤解や進路指導との関連への疑問等、想定される教育現場の混乱を避けるために、文部科学省は、従来の進路指導をキャリア教育の中核として位置付け、新たな視点による学校教育の方向性を示した。それは、急速な社会の変化に伴う子どもや若者にみられる変容に対応し得る教育の提唱であり、わが国の教育理念と指針の再確認による具体的方策を示すものであったと考えられる。

Ⅲ. 子ども・若者のキャリア発達支援としてのキャリア教育

近年の子ども・若者の変容について、平成23年1月の中央教育審議会（答申）は、次のような指摘と対策の方向性を示している。「子ども・若者の変化として、職業人としての基本的な能力の低下や職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向等、発達上の課題も指摘されている。若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援は、関係機関が連携して取り組むことが必要であり、その中で、学校が果たす役割が重要である。」⁽⁷⁾

特に、発達上の課題の背景については、例えば、以下のような社会的傾向に伴う弊害が考えられる。

- ・核家族，少子化の中の孤立化
- ・社会関係資本の格差による不安や浮遊感
- ・価値の多様化による自己の基準となる価値観形成の困難さ
- ・現実社会についての知識と体験の不足
- ・知識基盤社会におけるソフトパワー，イノベーション創出等の需要の高度化
- ・選択肢と選択時期の柔軟化と長期化の容認に伴うモラトリアム傾向
- ・産業構造の急速な変化及び職業の多様化と雇用の流動化 等

これらの、急速な社会の変化は、子どもや若者が置かれている環境にも多大な影響を及ぼしてきたが、教育における抜本的対応策が講じられないまま容認されてきた結果であるともいえる。従来、学校現場に表出してきた様々な問題への対応策は、その都度提案され実践されてきたが、各論的、局所的、対処の展開にとどまっていたのではないかと考えられる。いわば、これまでの教育を見直しわが国の教育理念に立ち返り、その指針としての知・徳・体の全人的教育を新たな視点により総合的、開発的に推進しようとするのが、キャリア教育のねらいであるといえよう。

中央教育審議会（答申）は、「キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。」「職業教育とは、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育である」⁽⁸⁾と新たに定義したうえで、キャリア教育と職業教育の基本的方向性およびキャリア教育と職業教育の方向性を考えるうえでの視点を以下の通り示した。

- キャリア教育と職業教育の基本的方向性は次の3つである。
 - ① 幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること。その中心として、基礎的・汎用的能力^(図3-1参照)を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること。
 - ② 学校における職業教育は、基礎的な知識・技能やそれらを活用する能力、仕事に向かう意欲や態度等を育成し、専門分野と隣接する分野や関連する分野に応用・発展可能な広がりを持つものであること。職業教育においては実践性をより重視すること、また、職業教育の意義を評価する必要があること。
 - ③ 学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図ること。
- キャリア教育と職業教育の方向性を考える上での重要な視点は次の2つである。
 - ① 仕事をすることの意義や、幅広い視点から職業の範囲を考えさせる指導を行う。
 - ② 社会的・職業的自立や社会・職業への円滑な移行に必要な力を明確化する。

〈力に含まれる要素〉

「基礎的・基本的な知識・技能」「基礎的・汎用的能力」

「論理的思考力・創造力」「意欲・態度及び価値観」「専門的な知識・技能」

〈基礎的・汎用的能力の具体的内容〉

「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」

「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」⁽⁹⁾(図3-1参照)

また、キャリアが、発達課題の達成と深くかかわりながら段階を追って発達するという特質を踏まえ、幼児期の教育から高等教育に至るまで体系的に進めることが必要であることから、キャリア教育の意義・効果として以下の3点を挙げている。

- 第一に、キャリア教育は、一人一人のキャリア発達や個人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。各学校がこの視点に立って教育の在り方を幅広く見直すことにより、教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。
- 第二に、キャリア教育は、将来、社会人・職業人として自立していくために発達させるべき能力や態度があるという前提に立って、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動を通して達成することを目指すものである。このような視点に立って教育活動を展開することにより、学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- 第三に、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、生徒・学生等の学習意欲を喚起することの大切さが確認できる。このような取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにもつながるものと考えられる。⁽¹⁰⁾

このように、子どもや若者の発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策を各学校段階でどのように具現化していくかが当面の大きな課題となる。

特に、後期中等教育、高等教育機関においては、職業教育の意義や位置付けが不明確になり、職業実践的な教育が十分に展開されてこなかったとの指摘があり、教員の意識改革及び体制の改善、整備が急がれている。これは、平成22年6月の「新成長戦略」⁽¹¹⁾で示されたわが国の経済発展や国際競争力、地域産業振興のみならず、社会形成と社会構造の機能それ自体が左右される重要な要因であると考えられる。そこで、実務、実践的職業教育への円滑な接続のためには、初等中等教育段階での「基礎的・汎用的能力」の育成が基盤となるため、発達段階に即したキャリア教育の取組が求められるのである。

IV. 今後の学校教育の可能性

文部科学省、『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書—児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために—骨子』⁽¹²⁾では、「各領域の関連する諸活動を体系化し、組織的・計画的に実施することができるよう、各学校が教育課程の在り方を見直していくことが必要」とある。また、『小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き—児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために—』では、「各学校においては、活動相互の関連性や系統性に留意するとともに、発達段階に応じた創意工夫あるキャリア教育の展開が必要である。」⁽¹³⁾とし、各領域間の学習内容の関連を考慮したキャリア教育の展開を推進するため小学校・中学校・高等学校学習指導要領におけるキャリア教育に関連する目標、内容等を整理し提示している。さらに、平成20年中央教育審議会（答申）で、今後更に、子どもたちの発達の段階に応じて、学校の教育活動全体を通した組織的・系統的なキャリア教育の充実に取り組む必要性が重視されたことを受け、新しい学習指導

要領の規定には、キャリア教育の推進に関する内容が散見される。例えば、『中学校学習指導要領』第1章総則2「道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら職場体験活動やボランティア活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。後略」(下線は筆者による)⁽¹⁴⁾の下線部分は、キャリア教育の指針内容に通底する記述であり、「職場体験活動」は新規に追加された文言である。また、各領域のそれぞれの目標に加えられた新たな文言にキャリア教育推進の意図が読み取れる。

また、『小学校学習指導要領』でも以下の通り同様の記述が看取される。

第3章、道德、第1目標「道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成するものとする。」

第5章、総合的な学習の時間、第1目標「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」

第6章、特別活動、第1目標「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」⁽¹⁵⁾(下線は筆者による)

下線部は、新たに追加された記述であり、いずれの領域の学習も自己の生き方を考え、その後の生き方に生かすことのできる能力の育成を目標に据えている。また、各教科においてもキャリア教育の視点をもって取り組むことにより「それぞれの教育活動をキャリア教育にとつなぐ」ことが推進されている。⁽¹⁶⁾

そして、学習指導要領改訂以降、今回の中央教育審議会(答申)では、以下に示すキャリア教育の8つの充実方策が明示されている。

- ①各学校におけるキャリア教育に関する方針の明確化
- ②各学校の教育課程への適切な位置付けと、計画性・体系性を持った展開
- ③多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
- ④経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
- ⑤体験的な学習活動の効果的な活用
- ⑥キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
- ⑦教職員の意識や指導力の向上
- ⑧効果的な実施のための体制整備

学習指導要領の規定にみられるキャリア教育の推進に次いで多方面に及ぶ充実方策の視点からは、キャリア教育が、学校の教育活動の全てに通ずることが把握される。これらのことから、キャリア教育が、わが国の教育理念を踏襲した学校教育の実現に向けたストラテジーの具現化の役割を担っているとも捉えられる。しかし、それは体制的教育による徹底を意味するものではなく、そのアプローチは、極めて柔軟かつ自由度が高く、それぞれの学校の特質を生かすことができるばかりか、むしろ、従来の画一的な学習題材、学習方法からの解放とも考えることができる。今後の学校教育

においては、基礎基本の学力定着と自由度の高い創造的学習とのバランスを考慮した教育課程編成の創出が期待されるのである。そして、これまで学力偏重にあった学校教育の弊害と課題への対応として、また、リアリティある教育による実践的能力の育成を目指す方策として、キャリア教育は、学校教育の可能性の幅を大きく広げるものと推察される。

キャリア教育の具体的な取組としては、教育課程の再編成、教材・指導法の工夫、生徒理解、キャリア・カウンセリングの充実、異校種間・保護者・地域との連携等と多岐に渡る。しかし、問題が山積する学校現場の現況を鑑みると、学校だからこそできる、学校でしかできない積極的、開発的、統合的な視点に立った教育指針、創意と工夫に満ちた教育の構築こそが必要である。

V. 終わりに

キャリア教育が重視するのは、「基礎的・汎用的能力」の育成である。しかし、その原動力となり、生涯に及んでそれらの能力を支えていくのが、自己の基準となる価値観形成である。例えば、スーパー(Super, D.E.)は、自己概念の発達を発達理論の中核に置き、キャリア発達理論を提唱した。⁽¹⁷⁾そして、キャリア発達の過程を①自己概念を形成する、②自己概念を職業上の用語に翻訳する、③自己概念を実現するとしている。自己の概念形成には、価値観形成を切り離すことはできず、自己概念は、外的要因と内的要因等によりスパイラルに形成されると考えられる。個人、価値、能力の統合によるキャリア発達においては、自己の価値観形成に繋がる価値の思考経験の累積が、促進のための重要な要素となる。すなわち、能力(competency)を、スキルやトレーニング、体験活動により育成するとともに、職業的概念形成にはたらく職業上の価値観に関わる思考経験の意図的な機会の設定が必要であると考えられる。

そこで、今後の学校教育においては、キャリア教育が推進する「基礎的・汎用的能力」の育成の視点と併せて価値の思考経験を重視する統合的な教育課程編成の創造が求められる。能力は、働きかけによっては、その効果が顕著な場合もあれば、能力がついたかどうかの判断が極めて困難なものがある。そのことを踏まえ、教育内容を吟味しバランスを考慮した実践が展開されることを期待し本稿を結びたい。

参考資料

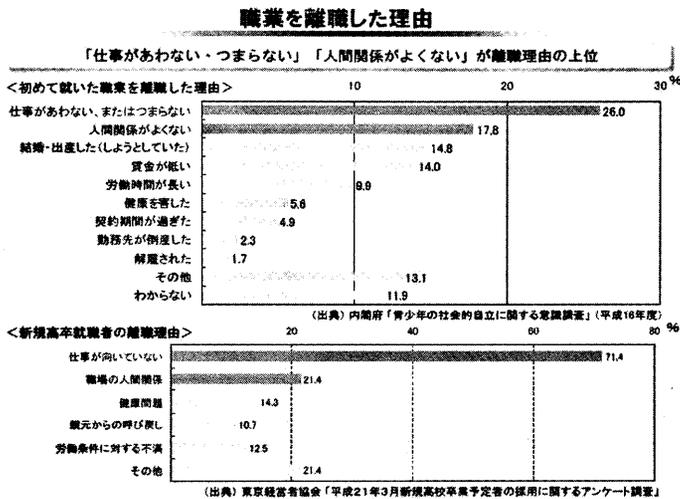


図2-1
【職業を離職した理由】
東京経営者協会 2009

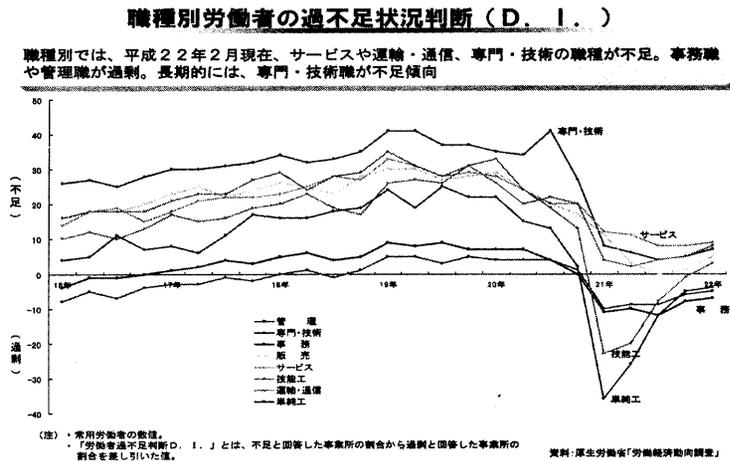


図2-2
【職業別労働者の過不足状況判断D.I.】
厚生労働省 2010

「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の構成

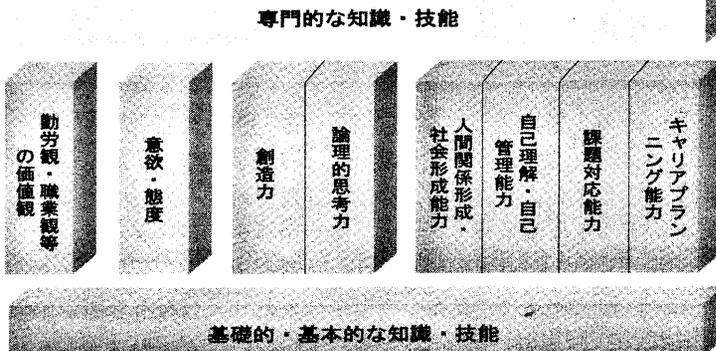


図3-1
【社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力の構成】
中央教育審議会 2011

【註】

- (1) 中央教育審議会 (2011) 『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について (答申)』。
- (2) 文部省 (1974) 『中学校・高等学校進路指導の手引中学校学級担任編 (改訂版)』 6頁。
- (3) 東京経営者協会 (2009) 「新規高卒就職者の離職理由平成21年3月新規高校卒業予定者の採用に関するアンケート調査」。
- (4) 厚生労働省 (2010) 「職種別労働者の過不足状況判断 (D.I.) 労働経済動向調査」。
- (5) 中小企業庁 (2010) 『中小企業白書』。
- (6) 文部科学省 (2004) 『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議 (報告書) 児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために』 7頁。
- (7) 中央教育審議会 (2011) 『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方 (答申)』 2頁。
- (8) 同上書, 16頁。
- (9) 同上書, 16頁。
- (10) 同上書, 20頁。
- (11) 閣議決定 「新成長戦略」 2010.6.18。
- (12) 文部科学省 (2006) 『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書—児童 生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために—の骨子』 2章3(3)。
- (13) 文部科学省 (2006) 『小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き—児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために—』 9頁。
- (14) 文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領』 15頁。
- (15) 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領』 90頁, 98頁。
- (16) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター (2009) 「自分と社会をつなぎ, 未来を拓くキャリア教育—中学校におけるキャリア教育推進のために—キャリア教育って結局何なんだ?」。
- (17) Super, D.E. (1984) A life-span, life-space approach to career development, In D. Brown & L. Brook (Eds.), *Career choice and development: Applying contemporary theories to practice*, San Francisco: Jossey-Bass.

【参考文献】

- 「教育基本法」(2006)。
- 「学校教育法等の一部を改正する法律」2008.3.31まで。
- 「教育振興基本計画」2008.7閣議決定。
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター (2009) 「自分に気付き、未来を築くキャリア教育—小学校におけるキャリア教育推進のために—」。
- キャリア教育等推進会議 (2007) 「キャリア教育等推進プランの概要」。